

第72回 “社会を明るくする運動” 講演会
2022(R4)年7月23日(土)

福祉相談の現場から見た更生保護

～ 再犯防止の取り組み ～

千葉県中核地域生活支援センターほっとねっと
今成貴聖

中核地域生活支援センターとは

ひとことと言うなら・・・

「福祉の何でも相談所」

・・・よろず相談・・・無料相談

中核地域生活支援センター事業の理念

【理念】

子ども・障害者・高齢者等

『誰もが、ありのままにその人らしく
地域で暮らすことのできる』

地域社会の実現

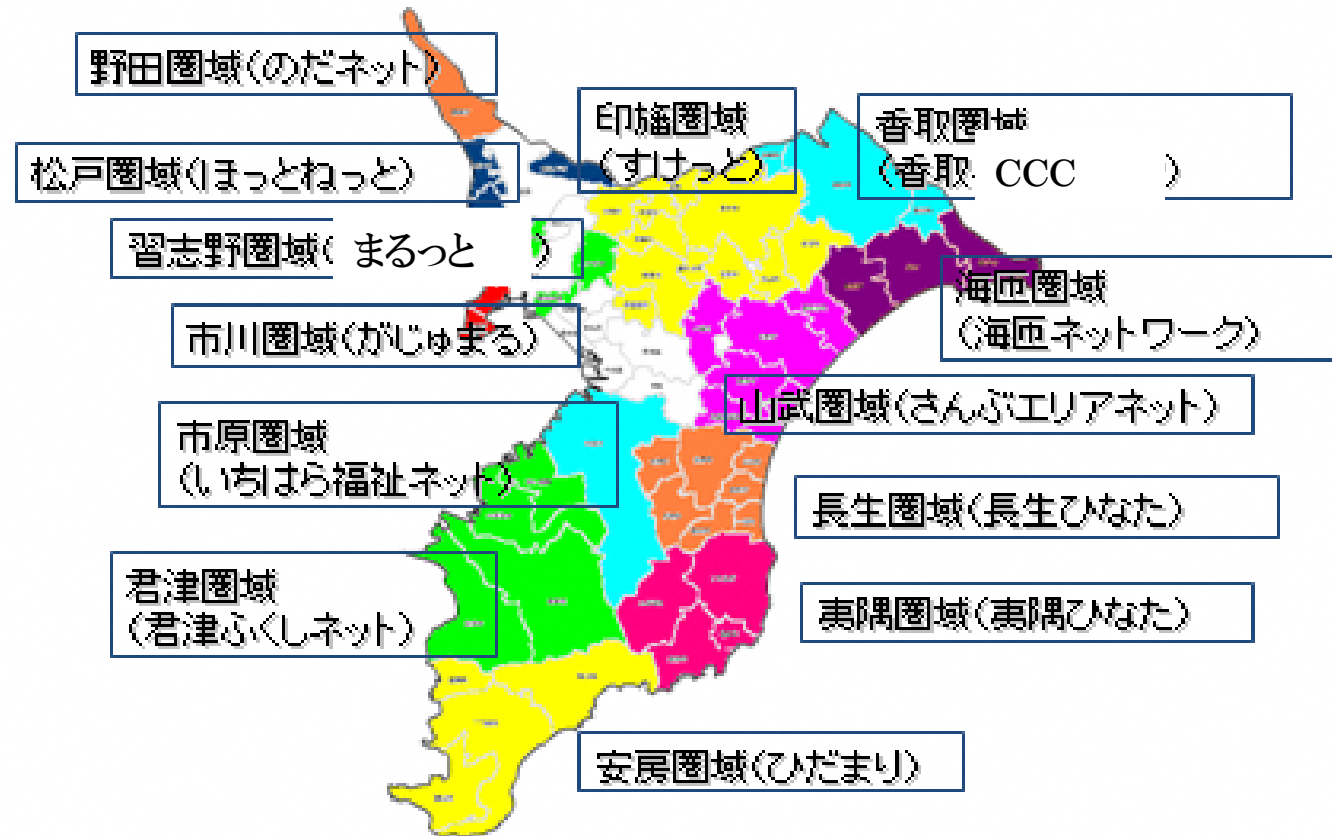
(新たな地域福祉像)

中核地域生活支援センターの 成り立ち

- ◆『千葉県地域福祉支援計画』（平成16年3月策定）
の中で、「千葉方式」のもと提案された事業
 - ※「千葉方式」とは、行政の縦割りの弊害をできるだけ排除し、立案段階から生活の当事者である県民の意見を取り入れていく、千葉県独自の手法のこと
- ◆千葉県単独事業（法の裏付けは無い）として、
中核地域生活支援センター（県が民間に委託）が
平成16年10月からスタート

中核地域生活支援センターの配置

＜13ヶ所：健康福祉（保健所）圏域＞ ＊ 中核センター連絡協議会



＊ 柏市＜あいネット＞、船橋市＜さーくる(circle)＞＜ふらっと船橋＞

中核地域生活支援センターの機能

活動の4つの柱～ひろう・つなぐ・しめす・まもる～

①包括的相談支援(個別生活支援、総合相談支援)

対象を問わない、相談者や家族が安心して生活を送るための寄り添い型支援ネットワーク<ひろう>

②地域総合コーディネーター(地域づくり)

地域の課題や問題を整理し、働きかけ、必要な資源や仕組みづくり、人材の育成を図る<つなぐ>

③市町村等バックアップ(関係機関のサポート)

専門的かつ多面的な視点に立った助言等の支援<しめす>

④権利擁護(権利侵害対応活動)

後見や虐待だけではなく、相談の中からも守られるべき権利や安心して生活を送るための支援<まもる>

* これらを一体的に展開するところに最大の特徴がある

中核地域生活支援センターの特徴

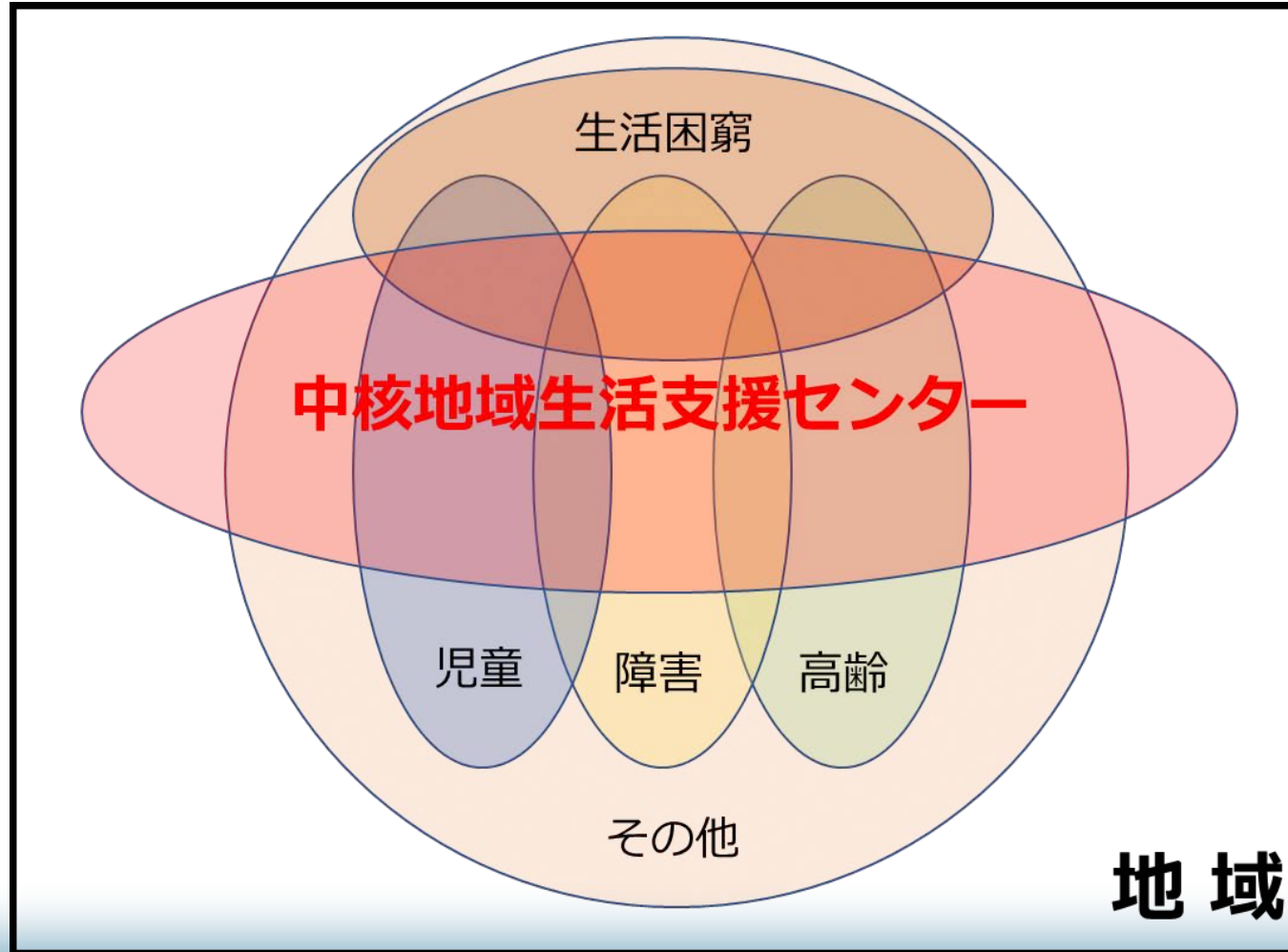
- ①24時間・365日対応《夜間は主に緊急時対応》
(いつでも)
- ②相談者(支援対象)や相談内容を問わない
《対象者横断、制度横断・分野横断的支援》
(だれでも、どんなことでも)
- ③寄り添い型・伴走型支援
《アウトリーチを重視した実動型支援》
(共に悩み、共に考え、共に歩む)
- ④権利擁護(権利侵害対応)《生活支援の延長に・・・》
(あなたの権利を守ります)
- ⑤地域総合コーディネーター《地域ネットワークの構築》
(地域づくり)

中核センターに寄せられる相談

例えば・・・

- ☆ 医療・福祉・介護サービスを利用したいが、
どのようにしたらいいのかわからない
- ☆ 住むところがない
- ☆ 自立したい・させたい
- ☆ 家族やパートナーの暴力でつらい
- ☆ 学校や仕事に行けない・行きづらい
- ☆ 不当な扱い・対応をされた
- ☆ お金に困っている（借金がある、生活保護を受けたい）
- ☆ 話をきいてほしい……………等々

支援対象範囲のイメージ図



相談者像の特徴

- **複合的**な問題を抱える家族(世帯)
- **キーパーソン**が身近にいない人たち
- **制度**の対象になりにくい人たち
- **社会資源**をうまく活用できない人たち
- **虐待**や**権利侵害**を受けている人たち
- **触法**や**累犯**の人たち
- **医療依存度**の高い人たち
- **ひきこもり(社会的孤立)**の人たち
- **経済困窮**がベースにある人たち

生活支援

相談支援の対象を 相談者本人(家族、世帯)の
「生活における**困難・不安**」といった**広い枠**で捉え

必要に応じて**あらゆる**関係者や関係機関との**支援連携**や
社会資源活用(制度利用、サービス調整等)を図りながら

対象者(本人、家族)の持っている**能力や環境に合わせた**支援を
状況によって**制度横断・分野横断的**に展開し

対象者に寄り添った支援(伴走型支援)や問題解決型支援を
繰り返していく

権利擁護①

権利擁護を幅広く捉え・・・虐待、DV、家庭内暴力、いじめ、ひきこもり、社会的孤立、ニート、不登校、路上生活者・ホームレス、経済困窮、親亡き後の生活、成年後見、差別・偏見問題、触法・非行問題、近隣問題・・・など

常に権利擁護意識を持ちながら・・・具体的には支援対象者のエンパワメント(自律力の回復)や必要に応じたアドボカシー(代弁・代理活動)を図りながら・・・日頃の個別相談支援(生活支援)にあたる

生活支援を継続的に行うなかで対象者の生活実態の把握や対象者との信頼関係の構築がなされていけば、危機介入やトラブル調整などを行う際スムーズな支援に繋がる可能性が高くなる

「生活支援の延長に権利擁護がある」

権利擁護②

継続的な生活支援は対象者の危機的状況やトラブルなどの未然防止や早期発見に繋がる

虐待対応などの緊急性・高度専門性を要する支援が必要な場合行政や専門機関や専門家などで編制された支援チームが主体となって支援にあたる

支援チームとの連携体制が必要になったり協力関係を求められたりしたとき日頃からの権利擁護を意識した生活支援の蓄積が活かされる

より身近な支援者や関係者が日常的な支援やケアを行うということはその人の生活を支える・守るという意味において

「権利擁護は生活支援そのもの」

中核地域生活支援センター
ほっとねっと(松戸圏域)



事務所: 松戸市新松戸

新松戸駅から徒歩12分
けやき通り沿い(業務スーパーの近く)

職員: 常勤3名・非常勤4名
(社会福祉士、精神保健福祉士など)

ほっとねっとの活動実績①

相談支援(ケースワーク)

* 活動対象圏域: **松戸市、流山市、我孫子市**

(人口約82万)

令和2年度(2020年4月~2021年3月)相談実績

【**新規相談件数**】**373**件

【**継続相談者実人数**】**2108**人(月毎延人数)

【**総相談支援件数**: 電話・来所・訪問・通信】**9692**件

* 電話(FAX・メール含)7679件 * 来所670件 * 訪問1224件

* 個別支援会議(ケア会議)104件 * その他(手紙等)15件

ほっとねっとの活動実績②

相談支援対象者内訳

令和2年度 総相談支援件数 **9692**件

【対象別】

- 高齢者(65歳～): 163件
- 児童(~17歳): 130件
- 障害児者: **7301**件(全体の**75%**)
 - 身体障害: 520件
 - 知的障害: 1529件
 - 精神障害: **5252**件(障害の**72%**)
- * うち障害高齢者611件、障害児80件
- その他(18~64歳): **2098**件(全体の**22%**)

相談支援対象者の傾向A

◆ 「その他」の増加

(主だった疾病や障害はない: 18~64歳: 稼働年齢層)

ひきこもり(社会的孤立者)

ホームレス(経済困窮、強制執行、DV被害者)

高齢者虐待の養護者(加害者)支援(世帯全体の支援)

課題を抱えた若者(18歳~20代前半)

触法者の相談(司法との連携)

グレーゾーン(発達障害、精神疾患、知的ボーダー)

* 初期相談時は全体の3割が「その他」

相談支援対象者の傾向B

- **複合的な課題**を抱えた人
【家庭内暴力、虐待、DV、生活困窮など】
- 社会の変化から生じる**新たな課題**により生活不安を抱えた人
【貧困、LGBT、外国人、障害グレーゾーンなど】
- **広域的な調整を必要とする**人
【他市町村での生活再建(DV, 虐待)、広域での受入施設調整、居住地とサービス支給市町村が異なるなど】
- **制度の狭間**にある人
【ひきこもり、不登校、触法、医療的ケア児など】

個別相談支援の取り組み

- ①ニーズ(問題・課題)の把握・・・**信頼関係の構築**
- ②問題・課題の整理・・・**客観的視点**
- ③選択の幅を広げる・・・**選択肢の提示**
- ④支援の方向性を共有・・・**優先順位の検討**
- ⑤社会資源の情報提供及びコーディネート
・・・**制度、サービス、施設等への繋ぎや利用調整**
- ⑥直接的な支援
・・・**既存の社会資源で補えない部分のフォロー**
- ⑦対象者のアドボカシー(権利擁護:代弁・代理活動)や
エンパワメント(権利意識の獲得:自律力の回復)を意識
・・・**「できること」「できないこと」の見極め**

相談支援における地域連携～関係機関や関係者との繋がり～

- ◆行政関係・・・市役所、健康福祉センター(保健所)、児童相談所、社会福祉協議会(生活困窮者自立相談支援センター)、女性サポートセンター、社会保険事務所、ハローワーク、警察など
- ◆福祉関係・・・地域包括支援センター、基幹相談支援センター、児童家庭支援センター、居宅介護事業所(ケアマネ)、相談支援専門員、介護施設、障害福祉施設、児童養護施設、就労支援センター(若者サポートステーション)など
- ◆医療関係・・・病院、診療所、訪問看護ステーション、精神科デイケア、カウンセラーなど
- ◆教育関係・・・小・中・高校(スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー)、教育研究所、特別支援学校、職業訓練校など
- ◆司法関係・・・弁護士(法テラス)、司法書士、保護観察所(保護司)、検察庁、裁判所など
- ◆地域団体・・・当事者団体、家族会、ボランティア団体、フードバンク、人権擁護団体など
- ◆地域関係者・・・民生児童委員、成年後見人、子ども食堂、ピアサポーターなど
- ◆職場関係・・・就職先企業、雇用主、ジョブコーチなど
- ◆業者・・・不動産関係(大家)、金融・保険関係など
- ◆親族・知人関係・・・家族(保護者)、親戚、友人、恋人、近隣住民など

ほっとねっとの活動実績③

地域活動支援～地域づくり～

【令和2年度 地域活動件数】

延203件（月平均17件）

- * 公的な会議への委員参加
- * 地域活動団体のサポート
- * 分野横断的な支援ネットワークづくり など

地域自立支援協議会、地域福祉計画推進会議、高齢者虐待防止ネットワーク、障害者虐待防止（差別解消支援）ネットワーク、地域包括支援センター個別事例検討会、ひきこもり応援ネット、子ども・若者支援ネットワーク、福祉相談機関連絡会議（地域共生会議）、開かれた学校づくり委員会、医療的ケア児支援連携推進会議、自殺対策協議会、ひまわりネットワーク（司法と福祉と医療の勉強会）、ほか

地域づくりの取り組み

- イ) 地域の**会議**に積極的に参加し、主体的に関わる
- ロ) **個別ケース対応** (相談支援の積み重ね) から見えてくる問題 (**背景**) を地域の課題として捉える (**「地域化」**)
- ハ) 地域の課題を**形** (ネットワーク化など) にし、**発信**する (**「みえる化」**)
- ニ) 地域の課題について**継続的**に関係者と協議
- ホ) 既存の**社会資源の機能を評価**し、
新たな工夫の試みや仕組み作りの見直しなどを**提案**する
- ヘ) 地域の課題を分野**横断的** (医療、福祉、教育、司法など) に
考え、取り組む
- ト) 何をするか (何を創るか) を考えるより (それも大事ですが)、
誰とするかを考える (リーダー作り)

地域づくりの一例 ～個別支援から地域づくりへ～

ひきこもり支援活動

～ケースワークの積み重ねとネットワークの構築～

ひきこもり支援(ケースワーク)

- 本人との関係づくり(本人アプローチ)
- ハードルを下げる(外出⇒訪問⇒電話⇒通信⇒家族)
- 疾病・障害有無の見極め(医療、障害サービス等の導入・・・緊急性の有無の見極め)
- 世界観・価値観の尊重(歴史やストーリーを知る・・・その人への理解を深める)
- 外(社会)でのリアルなつきあい・つながり以外の選択肢(SNS、ブログ、YouTube等)
- 社会資源の枠を広げる(福祉資源以外の何か)
- 社会参加支援(買い物、趣味的活動、行き場所・居場所、当事者団体活動等)
- 就労支援(段階的な支援・・・在宅ワーク含む・・・ネットオークション、フリマサイト等)
- 場合によっては「ひきこもってもいいよ」
(そう言ってくれる人の存在・・・安心してひきこまれる環境づくり)
- 家族支援(家族面談だけでも有効・・・家族の変化は本人の変化につながることも)
- 対話や対面の重要性や意味(ただひたすらおしゃべり・・・ただ一緒に時を過ごす)

ひきこもりケース調査 (H29年2~3月実施)

【調査対象】(ほっとねっと独自調査)

★H28年1月~12月の1年間で

ほっとねっとが相談支援を行った者

★18歳~64歳の「稼働年齢層」

【ひきこもりの定義】(ほっとねっとにおける定義)

★「**閉居型ひきこもり**」一定期間、単独外出ができない・しない状況・状態にあり、家族以外の対人接触がない者

★「**社会的ひきこもり**」単独外出はできるが、一定期間、社会参加(就労、就学、施設利用等)や対人交流ができていない(社会的孤立状態にある)者

ひきこもりケース調査結果

* 629人中**154人**(**全体の24.5%**)がひきこもり状態

【内訳】

●タイプ別

「閉居型」 37人 : 全体の5.9% : ひきこもり者の約24%

「社会的」117人 : 全体の18.6% : ひきこもり者の約76%

●障害等種別

「身体障害」 8人 : 全体の1.3% : ひきこもり者の約5%

「知的障害」14人 : 全体の2.2% : ひきこもり者の約9%

「精神障害」76人 : 全体の12.1% : ひきこもり者の約50%

「障害疑い」34人 : 全体の5.4% : ひきこもり者の約22%

「その他」 22人 : 全体の3.5% : ひきこもり者の約14%

ひきこもり調査や事例から 見えてきたこと(傾向)

- ◆ 本人からの相談(SOS)は少ない(発信しづらい)
 - * 本人は困っていないことも・・・
- ◆ ひきこもり者の多くは、
社会適応(対人関係、社会参加等)のしづらさを抱えている
- ◆ 疾病や障害を要因としてひきこもってしまうこともある
- ◆ 背景には、複合的な課題・問題(疾病・障害、経済困窮・家計問題、
家族・対人関係、家庭内暴力・虐待等)がある場合が多い
- ◆ 本人・家族ともに孤立している
 - * ときに共依存の関係がみられる
- ◆ 家族の高齢化(親亡きあとの生活への不安)
 - * 「8050」「7040」問題

ひきこもり支援(ケースワーク)における 課題

- 介入しづらい・・・本人が拒否
 家族がブレーキとなることも・・・
- 公的・専門的な相談窓口が地域に(身近に)ない
- アウトリーチ(訪問支援)をする支援機関が少ない
- つなぎ先・連携先が少ない
 - ⇒ コーディネートがかなり限定されてしまう
 - ⇒ 直接的な支援をせざるを得ない
- 継続的・寄り添い型支援の必要性
 - ⇒ ケースワークの比重大、支援の長期化
 - ⇒ 単一機関による支援の限界
- 相談支援体制・ネットワークの必要性

ネットワークづくり

「ひきこもり応援ネット」～成り立ちと活動～

☆2017年7月、ひきこもりの親の会の代表から相談
⇒ネットワークづくりの提案・助言

☆ひきこもりの親の会の代表が関係機関に声かけ

☆2017年9月「ひきこもりを考える会」としてスタート

☆定例会の開催(隔月)／情報交換、意見交換
⇒会場提供等の活動サポート

☆参加メンバー

ひきこもりの親の会、NPO(こども若者支援関係、不登校・ひきこもり支援関係、就労支援関係等)、精神障害者の親の会、ピアサポーター(ひきこもり経験者)、市社協、市行政、基幹相談支援センター、教育関係者、市議会議員 など

ネットワークづくり

「ひきこもり応援ネット」～イベントの企画・開催～

- ★2018年2月からイベントの企画を行う
- ★イベント企画に伴い、会の名称を「ひきこもり応援ネット」と改める
- ★イベント開催の目的
 - ①ひきこもりについて市民に関心と理解を持ってもらう
 - ②ひきこもりに関連する支援機関や支援団体を紹介し、当事者や家族に知らせることによって、支援につながる機会になる
- ★2018年8月25日(土)イベントの開催「ひきこもりの理解と支援について」
⇒167名参加(定員120名)

ネットワークづくり

「ひきこもり応援ネット」～その後の活動～

- ☆≡ ホームページの開設
- ☆≡ 市長への手紙
- ☆≡ 市行政との話し合い
- ☆≡ 新たなイベントの企画
- ☆≡ ほか

ネットワークづくり

「ひきこもり応援ネット」～さらなる展開～

- ★ 松戸市3環境区に
基幹相談支援センターを設置(R3年度～)
- ★★ 松戸市基幹相談支援センター(障害福祉課)が
ひきこもり支援事業を開始(R3年度～)
- ★★★ 松戸市障害福祉課がひきこもり応援ネットに
公式参加(協働関係の構築:プラットフォーム機能)

福祉相談の現場から見た更生保護

本題に入ります

再犯防止の取り組み

矯正施設入所者等の相談支援活動

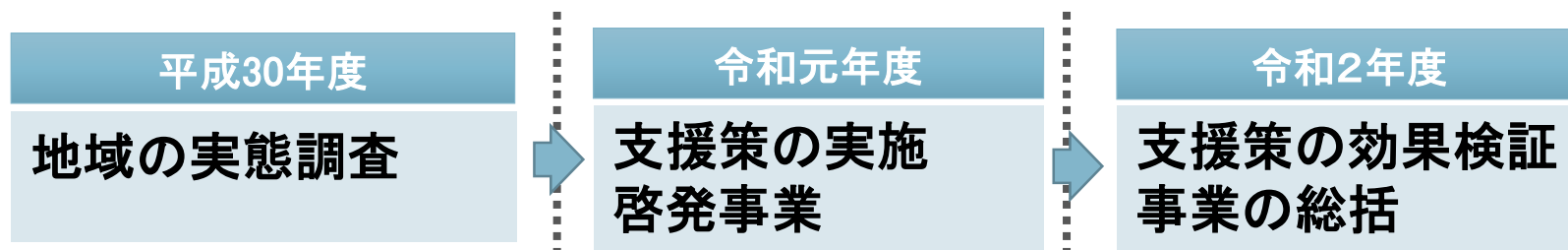
「千葉県地域再犯防止推進モデル事業」

平成30年

「**地域再犯防止推進モデル事業**」(法務省)を
千葉県(健康福祉指導課)が**受託**
(3か年事業:H30年~R2年)

千葉県地域再犯防止推進モデル事業(3か年事業)

犯罪をした者等が矯正施設等の出所後から、安定した地域生活を送ることができるまでの国、県、地域のネットワークによる生活支援のあり方を検討し、得られた成果をもとに国への提案の実施及び計画策定に向けた県方針を決定



3か年通期の事業推進体制(千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会)

更生保護施設(千葉県帰性会)、自立準備ホーム、千葉県保護司会連合会、千葉県就労支援事業者機構、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、住宅支援機関、弁護士会、学識経験者(大学教授、医師会)、千葉保護観察所、千葉地方検察庁、矯正施設(千葉刑務所、八街少年院)、市町村(千葉市、船橋市、柏市)、県(健康福祉指導課、雇用労働課、住宅課)、千葉県警察本部

【拡大協議会】

千葉労働局、県機関(知事部局関係課、教育庁関係課)

実態調査の結果(平成30年度)

【前提要件】

中核地域生活支援センター事業の実績報告によれば、
犯罪をした人を対象とした支援事例が
平成28年度38件、平成29年度36件。

📌 中核センターにつながった人はどんな人で、どのようにつながったのか、支援事例を分析

実態調査の結果(平成30年度)

【現状】 どんな人？

(1) 支援を必要とする人の対象者像

○頼れる親族がいない

支援事例のうち、9割以上の人に親族の存在が確認されたが、その約7割が親族から受け入れを拒否されたり、親族にも生活上の課題があることが判明
(関係性の悪化や高齢化、他界等々)

○福祉関係者の実体験(中核センターへのヒアリングから)

司法の処遇下にあるときは支援の受容に積極的であった対象者が
司法の手を離れたとたんに支援を拒否するなど、

司法機関のアセスメントには表れなかった本人の新たな課題が表れる。

実態調査の結果(平成30年度)

【現状】 どのようにつながったのか？

(2) 支援の発端

- 専門職(弁護士)からのつながりが4割
- 国行政機関(司法)からのつながりが3割
- 本人自ら支援を求めた事例はなかった

実態調査の結果(平成30年度)

【主な課題】

- 本人アセスメント情報の収集(日常生活における躰きの情報)
- 親族情報の収集(親族がいるからといって、支援が必要ないとは限らない)
- 本人の課題認識の能力、支援要請の能力(弱い相談)
- 経済的支援や住居のほか、日中活動(仕事や居場所)の支援の必要性
- 時間的制約

支援策の実施(令和元年度)

ケース会議の設置(おおむね月1回開催)

相談支援機関(中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、弁護士会)、千葉保護観察所、千葉地方検察庁、東京矯正管区(県内矯正施設)、千葉市、県によるケース会議を設置し、以下を実施

- ・支援対象者の選定
- ・アセスメントの実施、支援方針の決定
- ・支援機関との調整

支援策の実施(令和元年度)

課題への対応としての新たな試み

相談支援機関(中核地域生活支援センター)が矯正施設に赴き、入所中の支援候補者に直接面談等を行う・・・アウトリーチ

～ねらい～

支援の実施に係る本人同意(課題認識)

支援のための情報収集

出所までに十分な準備期間

司法処遇下との齟齬の防止

支援策の実施(令和元年度)

新たな試みでのケース案件数

	件数
保護観察所	4
千葉刑務所	6
市原刑務所	1
その他	0
合計	11

満期出所者3件
労役場留置者5件
矯正施設入所入院中3件

支援策の実施(令和元年度)

中核センター大会の共催

中核地域生活支援センター大会 in 2019

社会的孤立から共生へ

～犯罪・非行の向こう側に見えて来るもの

中核地域生活支援センターでは、犯罪・非行を行った人にも数多く出会い、相談・支援を行っています。矯正施設等から出所した人の更生や再犯の防止にはさまざまな課題があります。彼らは、地域とのつながりが途切れ、社会の中での「居場所」や「出番」がないことから短期間に再び罪を犯す者が少なくありません。特に高齢や障害のある出所者が地域社会の中で生活していくためには、住むべき場所や頼るべき親族がなく、様々な問題を抱え、生活基盤の整備を図らなければならないのが実情です。

今年度の大会では、犯罪・非行を行った人の実態や支援について、専門的な立場から講演をいただくとともに、後半のシンポジウムでは、犯罪・非行を行う人の背景について、関係機関から実践報告と問題提起を受け、今後の取り組みの方向を探っていききたいと思います。

今大会は中核地域生活支援センター連絡協議会が協力する「千葉県地域再犯防止推進モデル事業」の啓発フォーラムとしても位置付け、県と共催で行います。

日時：2019年8月2日 10:00～16:00

会場：千葉県教育会館 大ホール

(JR千葉駅20分、JR本千葉駅12分、京成千葉中央駅12分)

<開会あいさつ> 渋沢 茂 (千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会 会長) 10:00

<基調講演> 「犯罪・非行の実態とその背景(仮)」
講師 後藤弘子さん (千葉大学大学院専門法務研究科教授) 10:10～10:40

<報告> 中核地域生活支援センター活動報告 10:40～12:10

<シンポジウム> 社会的孤立から共生へ 13:10～16:00

第1部 「当事者の話を聞く」

第2部 「千葉県地域再犯防止推進モデル事業 報告」

第3部 「社会的孤立から共生へ」

(シンポジスト)

岸 恵子さん (千葉県地域生活定着支援センター センター長)

副田 一朗さん (認定NPO生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会 理事長)

岡本昌宏さん (NPO なんとかなる 共同代表)

主催：千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会

共催：千葉県

お問合せ先：中核地域生活支援センター「まるっと」

電話：047-409-6161 FAX：047-409-6162 Eメール：marutto@jigyoudan.com

定員：500名(先着順) 資料代：800円

※お申し込み方法：7月25日(木)までに裏面の参加申込書にてファックスまたはメールでお申し込みください。

支援策の実施(令和元年度)

リーフレットの作成

矯正施設入所者等を対象に、県の取り組みを紹介するリーフレットを作成。
東京矯正管区の協力を得て、同管区内の各矯正施設等において運用。

リーフレットの目次

- 相談したいこと ○をつけてください
- 住まいを探す
- 仕事を探す
- 買い物などをお手伝いする
- 役所等の手続きのお手伝いをする
- ご家族等と連絡をとる
- 病気や障害のこと
- 借金や生活費のこと
- 何となく心配
- その他

千葉県に帰りたい方へ
暮らしのご相談
千葉県には「中核地域生活支援センター」という相談できる場所があります

〒260-8667
千葉県健康福祉部 健康福祉指導課
千葉県中央区市場町 1-1
(中核地域生活支援センター担当) 宛
☎043-223-2615

「中核地域生活支援センター」は、千葉県が設置する福祉の相談所です。
24時間・365日体制

まずは、施設の福祉専門官などにご相談を。またはお手紙をください。

リーフレットに記入する ▶ 切りはなす ▶ 封筒に入れて送る ▶ 郵便が来る ▶ 相談 ▶ 出所

そんな事を一緒に考える人がいます

社会に出てからのこと
ご不安ではありませんか

住まいを探す
病気や障害のこと
仕事を探す
借金や生活費のこと
役所等の手続きのお手伝いをする
何となく心配
ご家族等と連絡をとる

氏名 _____
入所中の施設 _____

帰りたいと思っている地域 ○をつけてください

千葉県健康福祉部健康福祉指導課
犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制づくりに関する報告書 から作成

支援の実施(令和2年度)

番号	通知日	案件通報者	前住地	帰住希望	帰住地	出所日	初回面談	支援経過
1	6月2日	横浜刑務所	松戸市	松戸市	松戸市	R2.12.●	6月11日	松戸センター支援中
2	6月11日	府中刑務所	千葉市	千葉市	千葉市	R2.7.●	6月11日	本人辞退→個別SOS
3	7月17日	黒羽刑務所	柏市	柏市	柏市	R2.12.● (仮釈放)	11月9日	柏センター支援中
4	7月16日	府中刑務所	千葉市	八千代市	千葉市	R2.8.●	7月21日	千葉市基幹相談支援中
5	8月7日	川越少年刑務所	成田市	成田市	成田市	R2.9.●	8月28日	印旛センター支援 →失踪→逮捕拘留中
6	8月18日	横浜刑務所	香取市	香取市	香取市	R2.10.●	9月14日	香取センター支援中
7	9月26日	川越少年刑務所	野田市	流山市ほか	野田市	R2.11.●	10月20日	松戸センター支援中
8	10月9日	前橋刑務所	市川市	市川市	千葉市?	R2.12.●	10月29日	自立準備ホーム面談 →本人辞退
9	10月15日	府中刑務所	足立区	千葉県内	不明	R2.11.●	10月29日	不成立(本人辞退)
10	11月12日	前橋刑務所	千葉市	千葉市	千葉市(予定)	R3.1.●	12月7日	千葉市関係機関調整中

再犯防止事業を通じて感じていること

- 目指しているのは「再犯防止」ではなく、生きづらさのある方と付き合うこと。
* 犯罪を重ねる方≡生きづらさを持った方。
- 犯罪の背景には、その人その人の生きづらさがあり、その生きづらさを福祉や教育が見過ごしにしてきた人も少なくない。
- 犯罪を肯定することはできないが、犯罪の中には、自己責任論だけでは片付けることのできない、社会的課題が内包されていることを理解することが必要。
→偏見や排除にどう対峙するか？
- アセスメントの難しさ、時間の制約がある。
- 情報の共有がデリケート。→司法から地域への情報提供を担保する仕組みが必要。
- 司法と福祉の違いは小さくない→だから更に理解し合うことが必要。
=きっとわかりあえる。
- 最後は自己責任=見立ての難しさ=上手くいかないことの連続・・・
- 付き合い続ける人の重要性=ライフヒストリーから感じること・・・

その後の取り組み

○矯正施設入所者等の相談支援に関する実施要綱

令和2年4月10日制定

令和3年4月30日改正

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

(5) 相談支援オブザーバーへの派遣要請

県は、支援依頼書の内容を確認し、支援が適切と判断した場合は、別に定める「矯正施設入所者等に対する相談支援オブザーバー委嘱要領」に基づき知事が委嘱した相談支援オブザーバー（以下、「オブザーバー」という。）に対し、矯正施設における面談等への派遣を要請する。

なお、派遣要請にあたっては、適宜、中核地域生活支援センター連絡協議会等と協議し、支援対象者の帰住希望地等を考慮したうえで、適切な選任に努めるものとする。

現在の支援状況

～令和4年度 ほっとねっと 再犯防止の取り組み～

- ◆ 千葉県再犯防止事業による支援ケース
3件(現在支援中)
- ◆ 上記事業の対象になっていない支援ケース
7件(現在支援中)

* 相談の経路: 福祉専門官(東京矯正管区外の刑務所)、
保護司(保護観察所)、母親、検事(地方検察庁)、
国選弁護士、本人(刑務所)

まとめ

個別支援と地域づくり(体制づくり)の連動
～一体的な活動展開～

基本は**対人援助**

対人援助の姿勢

相手の話をよく聞き【傾聴】

言葉だけでなく、相手の思いに耳を傾け、ニーズの把握・発掘に意識を向ける。
同時に相手の背景（歴史、家族、社会等）やそこに潜む課題・問題に目を向ける。

相手の立場に立ち【共感】

相手の言うこと全てに同意するということではないが、それでも基本的には
「そういう彼・彼女である」ということを受け入れる（相手の世界や感覚を尊重する）意味での共感。

相手に寄り添いながら【受容】

先入観を持たず、相手があるがままの存在として受けとめ把握し理解する。
ただし、相手の逸脱した態度や行動を全て許容・容認するわけではなく
冷静な関わりや客観的な視点が大切。

根気強く関わる【見守り】

基本的に事を急がず、長い目でみていく。同時に、いざというときは即行動に移す（介入する）ことも必要。

ほっとねっとの歩み、強み、近年の役割

歩み

ほっとねっどがスタートした17年前、社会資源は皆無に等しかった
その後、新たな法律や制度、包括的相談支援体制が整備され・・・

強み

相談の対象・内容・時間・場所を限定しない
様々な社会資源(制度、サービス、施設など)の把握・活用
分野横断・制度横断的な支援活動を展開
⇒支援の蓄積⇒ノウハウの構築

近年の役割

直接的(丸抱え的)な支援機能から
既存の社会資源(より身近な、より専門的な)へのつなぎ
関係機関へのバックアップやスーパーバイズ機能へシフト
⇒「どこにも繋がらない」「相談先がない」(制度の狭間)
⇒継続的な支援(セーフティーネット機能)

ほっとねっとが目指すもの

- ★ 誰も排除されない地域（社会）づくり
- ★ 孤立を防ぐ～つながり続ける～ための
地域（関係機関）連携～仕組み・体制づくり～

ほっとねっと モットー 2022

とらい！

～ともに、らしく、いきつづける～

ご清聴、ありがとうございました。

